

助産課程履修学生選考実施規程

(趣旨)

第1条 この規程は助産課程履修学生の選考に関し必要な事項を定めるものとする。

(助産課程履修申請のための履修要件)

第2条 助産課程の履修申請を行うには、次の各号の要件を満たしていなければならない。

- (1) 助産学概論及び助産診断・技術学Ⅰを履修し、単位を修得していること。
- (2) 体験ゼミナール及び千葉県健康づくりを履修し、単位を修得していること。
- (3) 卒業に必要な一般教養科目および保健医療基礎科目の単位を修得していること、または修得見込みであること。
- (4) 3年次前期までに開講される専門科目の必修科目を履修し、単位を修得していること。
- (5) 3年次後期に開講される専門科目の必修科目を単位修得見込みであること。

(定員)

第3条 履修定員は10名以内とする。

(履修者の選考)

第4条 履修申請者に対し、別に定める選考基準に基づき助産課程履修学生選考委員会において選考を実施し、学長が決定するものとする。

2 選考実施に際しての出願方法、選考方法等、その他具体的な必要事項については別に定める。

附 則

1 この要項は、平成23年4月1日から施行する。

2 第2条第3号及び第4号については、平成21年度及び22年度に入学した者には適用しない。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。